

年末調整の時期になりました！

私の自宅にも生命保険会社などから、「保険料控除証明書」が届きました。これが届き始めますと、そろそろ年末調整だなく、としみじみ感じます。この保険料控除証明書は、十月中には自宅へほぼすべて到着しますが、ここから年末までの約二ヶ月間、例年あつという間に過ぎ去ります。事務所メンバー同、風邪など引かないように元気に頑張ってください！

今年から、年末調整関連書類（扶養控除等異動申告書）にマイナンバーを記載する欄が設けられました。

しかし、マイナンバーを記載した年末調整書類を社内で回収しようとなると、番号が目にはさらされてしまうという事態の発生が考えられます。年末調整書類の提出とは別にマイナンバーの提出をうけている場合は、扶養控除等申告書に「記載すべき個人番号は提出済みの番号と相違ない旨」の記載を省略することもできます。マイナンバーの記載を省略することで手続き書類や申告書にマイナンバーの記載を省略できる場合は、なるべく省すべし、リスクを減らしていきましょう。

参考：国税庁HP「源泉所得税関係に関するFAQ」
https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/FAQ/gensen_qa.htm

11月のスケジュール

労務	11/1~11/30	10月分社会保険料の納付
税務	11/1~11/10	10月分の源泉徴収所得税・特別徴収住民税の納付
給与計算		賞与支給
労務		社会保険賞与と支払届の提出
給与計算		年末調整事務

年末調整関連の申告書類のご回収をお願い致します!!

【拡大】

※各従業員からここにチェックを記入してもらいます。↑



し出のに、ご社つ詳※
 ま状マ、年確様きし年
 し況イ貴末認ごまい末
 よをナ社調くとし提調
 う。再ン従整だ担て出整
 度バ業をさ当は方書
 確1員機さ当は方書
 認提様い者、法類
 提に会にの

2016.11
 【発行責任者】
 勝山 竜矢
 【記事担当者】
 菊地 芳枝

〒160-0022
 新宿区新宿1-36-12
 サンカテリーナビル6F
 社会保険労務士事務所
 リーガルネットワークス
 03-6328-2239